



糸行第16号  
令和元年6月6日

糸満市土地開発公社  
理事長 金城 靖 殿

糸満市長 上 原



(仮称) 糸満市物流団地等造成事業に係る計画段階環境配慮書  
に対する意見について (回答)

平成31年4月8日付け、糸土開第14号にて依頼のあったみだしの件について、下記  
のとおり回答します。

#### 記

##### 1. 大気環境 大気質 (粉じん等)

(仮称) 糸満市物流団地等造成事業の工事中における大気質への影響として、建設機械の稼働や資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する粉じんが家屋や衣類等に付着することによる不衛生感や不快感が考えられる。

被影響対象となる図書館・病院等の施設や集落・住宅地が事業実施想定区域の近傍に存在している場合は大気質 (粉じん等) を今後、環境影響評価手続を選定して調査・予測・評価を行ってほしい。

##### 2. 大気環境 騒音

(仮称) 糸満市物流団地等造成事業の工事中における騒音の影響として、建設機械の稼働や資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する騒音による生活環境への影響が考えられる。静穏な環境が必要な公共施設・病院等や集落・住宅地が事業実施想定区域の近傍に存在している場合や、現状において地域を通行する可能性を否定できない場合等においては、騒音を今後、環境影響評価手続を進める際に選定して調査・予測・評価を行ってほしい。

##### 3. 大気環境 振動

(仮称) 糸満市物流団地等造成事業の工事中における振動の影響として、建設機械の稼働や資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する振動による生活環境への影響が考えられる。静穏な環境が必要な公共施設・病院等や集落・住宅地が事業実施想定区域の近傍に存在している場合や、現状において地域を通行する可能性を否定できない場合等においては、振動を今後、環境影響評価手続を進める際に調査・予測・評価を行ってほしい。